

松本歯科大学競争的資金の間接経費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)(以下「共通指針」という。)の趣旨に基づき、松本歯科大学(以下「本学」という。)における競争的資金の間接経費の取扱いに関して必要な事項を定め、当該経費の効果的かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる間接経費は、共通指針の対象となる競争的資金に付与される経費とする。

(間接経費の額)

第3条 本学における競争的資金の間接経費の額は、直接経費(研究に直接的に必要なものに使用する経費)の30%に相当する額とする。ただし、当該競争的資金を配分する機関(以下、「配分機関」という。)に特別の定めのある場合は、その定めるところによる。

(譲渡及び返還)

第4条 間接経費を含む競争的資金を交付された研究者は、所定の手続により当該間接経費を本学に譲渡し、本学はこれを受け入れる。

2 間接経費を本学に譲渡した研究者が、他の研究機関等に異動する又は研究を廃止する場合は、本学は、本人からの請求に応じて間接経費の一部(直接経費残額の30%相当額)を返還する。ただし、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関が、間接経費を受け入れないこととしている場合は、配分機関等に返還する。

(基本指針)

第5条 間接経費は、学長の責任のもとで共通指針の趣旨に基づき計画的かつ適正に執行するとともに使途の透明性を確保する。

2 複数の競争的資金を獲得した場合は、配分機関の制約がない限り、これらの競争的資金に係る間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に執行する。

(使途及び配分割合)

第6条 間接経費は、次の各号に掲げる経費に年度予算の概ね二分の一ずつ配分する。

- (1) 研究部門に係る経費 研究開発環境の改善等に必要となる経費
- (2) 事務部門に係る経費 研究の実施に伴い必要となる事務等に係る経費

2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に充当することはできない。

(使途の決定)

第7条 間接経費の使途は、年度ごとに研究費等審査委員会において予算審議し、学長が決定する。

2 学長は、年度ごとに間接経費の使途（使用計画）を学内に周知する。

（執行実績の報告）

第8条 学長は、当該年度終了後に、間接経費の執行実績について学内に報告するとともに、配分機関の定めるところにより配分機関に報告する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、研究等審査委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2014年12月1日から施行する。